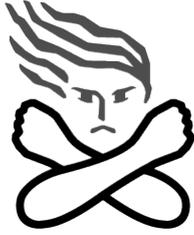


「女性に対する暴力」
を根絶するための課題と対策
～性犯罪への対策の推進～
(抜粋)



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策
～性犯罪への対策の推進～

平成 24 年 7 月

男 女 共 同 参 画 会 議
女性に対する暴力に関する専門調査会

はじめに

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定。以下「第3次計画」という。資料3参照。）では、そのことを明記し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進することとしている。

女性に対する暴力の中でも、とりわけ性犯罪は、被害者にとって、身体面のみならず、多くの場合、精神面にも長期にわたる傷跡を残す重大な犯罪で、決して許すことができないものである。

性犯罪に対しては、個人的問題として捉えるのではなく、これを社会的問題として取り組み、(i)加害者への厳正な対処、(ii)被害者への万全な配慮、(iii)被害者が躊躇なく必要な相談・支援を受けられる体制の整備を柱に総合的かつ強力に進めていくことが求められる。

(i)加害者に対して、その加害行為に見合った厳正な対処を行うことは、社会全体として性犯罪を許さないことを示すために必要であり、性犯罪発生による社会不安の除去や再犯による被害の拡大防止にもつながる。

(ii)被害者への配慮のために、被害者のプライバシー侵害や二次的被害の発生を抑止することが求められる。社会全体の意識向上も重要であるが、捜査・公判、医療、福祉等の過程において十分に配慮した対応を行うことが必要である。被害者が、十分にプライバシーが保護された安心できる環境において捜査・公判等の刑事手続に臨むことができれば、被害者の刑事手続関与への精神的障壁を低め、潜在化の防止、加害者への厳正な対処にもつながることとなる。

(iii)被害者が、被害直後から中長期にわたり、治療・相談・各種支援を安心して受け、生活を再建していくことができる体制を作り上げていくことも大きな課題である。

性犯罪を巡っては、被害者が声を上げること等によって、近年、その実態についての認識が広まりを見せるようになってきた。例えば、性犯罪は、見知らぬ者からのみならず、面識ある者から、とりわけ家庭内や恋人間、また教育機関内、社会福祉施設内、スポーツ施設、職場などにおいて行われることも少なくないことについての認識が広がっている。その場合は、被害が明らかにされにくく、潜在化・継続化・深刻化する傾向が高いため、この点への対策も重要な課題となっている。

また、子ども、障害者、外国籍を有する人、男性など、被害者の属性に応じた、よりきめ細かい対応も求められている。

男女共同参画の観点からの性犯罪に対する取組は、これまでも進められてきた。男女共同参画会議は、発足当初から女性に対する暴力に関する専門調査会を置き、同専門調査会は、平成 16 年の刑法改正に際し、「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」を取りまとめた。その中では、「強姦に対する強い社会的非難を刑罰の形で表すため、また、その発生を抑止するためにも、強姦罪の法定刑の下限を 3 年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討すべきである」との指摘を行った。(資料 4 参照。)

一方、性犯罪対策に関連ある分野にも施策の進展が見られる。平成 16 年に成立した犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。資料 6 参照。)により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する仕組みがスタートした。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)も累次改正されることにより暴力や犯罪被害者保護の重要性に対する社会的な認識が広がってきた。

第 3 次計画においては、これまで必ずしも十分検討されたとは言えなかった近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等について記載するなど、性犯罪対策について、その時点での課題や社会情勢・仕組みの変化を踏まえ、必要な施策を示している。

第 3 次計画策定後、内閣府では、平成 23 年 2 月 8 日から 3 月 27 日までのおよそ 2 か月間、性暴力及び配偶者からの暴力に関する緊急相談事業として「パープルダイヤルー性暴力・DV 相談電話ー」事業を行った。この「パープルダイヤル」は、女性からの相談電話 42 回線についての 24 時間対応、急性期の性暴力被害女性相談電話 2 回線についての 24 時間対応や付添い支援を実施するなど、これまでにはない事業である。この事業の実施結果により、性犯罪対策に関して一層徹底した取組の必要性を改めて確認することとなった。(資料 8 参照。)

当専門調査会では、平成 23 年 7 月 29 日の男女共同参画会議において、「専門調査会は、性犯罪への対策や、男性への相談対応、若年層への予防啓発など女性に対する暴力の根絶に向けた更なる取組について検討を行う。」と決定されたことを受け、第 3 次計画に基づき、また、パープルダイヤルによって得られた実態・課題も踏まえて、同年 9 月から性犯罪対策について調査検討

を進めた。国際機関からの勧告等を始めとする国際的動向などの社会情勢を意識しつつ、現時点で真に求められる施策について、可能な限り実証的な手法で調査検討を行い、現段階での調査検討結果としてこの報告書を取りまとめたものである。(資料12、13参照。)

この報告書においては、性犯罪への対策に関し広範囲にわたる事項について記載しているが、

〔Ⅰ〕非親告罪化など強姦罪の見直しによる性犯罪への厳正な対処

〔Ⅱ〕ワンストップ支援センターの設置促進、二次的被害の防止など被害者への支援、配慮

の2項目については特に重点的な調査検討を経て取りまとめを行っている。

この報告書が性犯罪に係る諸課題への理解の一助となるとともに、記載された各事項が可能な限り早期に検討され、実施に移されることを期待する。

I 性犯罪への厳正な対処等

女性に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的なものの1つであり、中でも性犯罪は、女性の人権を踏みにじる行為の最たるものである。

性犯罪被害者にとっては、被害の結果、身体的なダメージを負うにとどまらず、長く続く精神的な傷を負い、あるいは望まない妊娠・出産等への対応も生じる可能性があるなど、その後の生活にも多大なる影響が及ぶおそれも少なくない。特に、強姦罪、強制わいせつ罪の認知件数は、被害者に占める未成年者の割合が極めて高く（強姦罪：42.4%、強制わいせつ罪：53.5%。警察庁「平成22年の犯罪」を基に算出。）、児童に対する性的虐待のケースなど、身体・精神の発達途上にある若年層が被害者になれば、その後の健全な育成が害され、成長後の被害者の社会生活や家庭を持った場合の家庭生活への影響も懸念される。（資料10参照。）

性犯罪は、暗数が多く潜在化するケースが多いとされる。内閣府が平成23年度に行った「男女間における暴力に関する調査」によると、異性から無理やり性交された経験をもつ女性が、被害について誰かに打ち明けるなどの「相談した」割合は28.4%にとどまり、警察に相談した割合は3.7%に過ぎないという結果になっている。性犯罪に対して厳正な対処がなされずその被害が潜在化すれば、被害の継続化・深刻化というおそれもある。（資料9参照。）

性犯罪は、被害者本人に深刻な影響を与えるが、単に個人的な問題として捉えることは適当ではない。被害者が精神的なダメージを負うことで、被害者の社会生活に影響が及び、そうした被害に遭わなければ当然なされた被害者の社会における活躍の機会が奪われることとなりかねないこと、性犯罪発生による治安に関する不安感の高まりや取締り等に当たり費用が発生することなども考慮し、性犯罪の社会に及ぼすコストの面から社会全体の課題として捉えることも可能である。さらにそれにとどまらず、性犯罪は、固定的性別役割分担、経済力の格差等を背景とした男女間の構造的問題と密接に関連した問題としての側面も有していると考えられる。

以上に述べたような性犯罪を巡る状況に鑑み、一人でも多くの被害者を救済し、被害を防止していくためには、被害者の精神面も含めた被害者への適切な対応、潜在化防止などの施策を含めた性犯罪の厳正な対処のための効果的な施策を、明確な方針のもとに効果的に組み合わせ、強力に取り組み、政府として性犯罪を許さない姿勢をはっきりと示すことが必須である。

1 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

(1) 強姦罪の見直し

女性に対する性犯罪への対処のため、現行の関係諸規定の厳正な運用を図ることが必要であるが、それに加えて、現行の規定自体を見直すことで、性犯罪被害者の保護、被害の顕在化などによる性犯罪への厳正な対処がより図られると考えられる場合、規定の見直しを検討すべきと考えられる。男女共同参画会議や当専門調査会において、過去においても強姦罪などの性犯罪の刑罰規定の在り方の調査検討が行われ、第3次計画では、「女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」とされた。当専門調査会では、状況の変化を踏まえ、諸外国の法制度改革状況（参考1）なども念頭に、改めて必要な調査検討を行うこととした。（資料4、13参照。）

（参考1）第61回専門調査会におけるヒアリング（<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/list.html>）

① これまでの取組

強姦罪については、当専門調査会では、平成16年3月に「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」と題する意見を取りまとめ、その中で「法定刑の引上げを検討すべきである。」とした。これについては、法務省において、法制審議会での凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備として検討が行われ、こうした経緯を経て、政府として、平成16年に刑法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。この法案は同年成立し、平成17年から、強姦罪の法定刑の下限が2年から3年に引き上げられている。（資料4参照。）

なお、平成12年に、親告罪の告訴期間の制限（犯人を知った日から6か月）は、強制わいせつ罪及び強姦罪等について、適用しないこととし、また、平成16年に強姦罪の法定刑の下限が引き上げられた際には、併せて新たに集団強姦罪を設けるなどの改正が行われている。

② 検討内容

ア 非親告罪化

強姦罪は親告罪である。その理由は、犯罪の性質上、訴追することによって被害者の名誉やプライバシーが害される場合があり得る

ため、すなわち被害者保護のためとされているが、被害者の負担を考慮する被害者保護の観点、また、被害の潜在化を避け性犯罪への厳正な対処を図る観点から、非親告罪化することについて調査検討を行った。

今次の調査検討においては、被害者保護、性犯罪の厳正な対処を図るために、非親告罪化が有意義であるとの見解が多く見られた。

その内容として、被害者保護の観点からは、

「告訴が公訴提起の要件となっている親告罪では、事件によって大きな精神的ダメージを負った被害者に、告訴を行うかどうかについての葛藤を伴う重い判断が求められる。また、加害者側の弁護士等からの告訴取消し要求が激しくなり、その対応が被害者の負担となるケースもあり得る。こういったことを考慮すると、親告罪であることが、かえって被害者保護につながらない面がある」旨の見解が示された。

また、裁判例においても、低年齢の被害者の告訴能力の有無が争点となるケースが存在した中で、低年齢等で主体的判断が難しい者等が被害者である事案（とりわけ、告訴権を有する親等の法定代理人が、加害者である場合や加害者の影響下にある場合）の告訴の判断について懸念する旨の見解や、現行制度の合理性については再検討の余地がある旨の見解が示された。

さらに、親告罪の理由の一つとされる名誉の保護について、強姦の被害を不名誉と考えることが現在では妥当ではないのではないかと見解がある。

親告罪ではない性犯罪である強姦致死傷や集団強姦においても被害者の名誉やプライバシーの保護は重要であるが、それらの犯罪との整合性の観点からも親告罪が妥当なのか疑問であるとの見解も示された。

また、性犯罪に対して厳正な対処を図る観点からは、

「性犯罪が重大な犯罪であるとの国民の認識の下、それが刑法犯の中でも高い起訴率や量刑にも表れているとの指摘もある。そうした中、被害の深刻さから凶悪性が高い強姦罪について、告訴がなされなければ、訴追されず、その結果被害が潜在化し、性犯罪の厳正な対処が実現できなくなるため、告訴がなくても訴追し得るよう非親告罪とすることが適当である」旨の見解が示された。

なお、韓国では19歳未満の者に対する一部の性犯罪に関し、適切な処罰を阻害している状況を解消し、処罰の実効性を高めることを

立法趣旨として、被害者が積極的に処罰を希望しない旨の意思表示をしない限り訴追し得る制度へと法改正がなされたことがあり（参考2）、そうした仕組みは参考となり得るとの見解が示された。

他方、「強姦罪については、不起訴処分となったもののうち、当該処分となった理由において、被害者による告訴の取消しが一定程度を占める状況である。非親告罪化については、そうした告訴取消しを選択する被害者の権利行使への影響に十分留意することが必要である」旨の慎重な立場からの見解も示された。（資料10参照。）

（参考2）第63回専門調査会におけるヒアリング（<http://www.gender.go.jp/danjo-kai/gi/boryoku/list.html>）

イ 性交同意年齢の引き上げ（注1）

現行強姦罪では、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を13歳未満と規定している。強姦罪は、被害者に占める未成年の割合が極めて高く、若年層に対する性犯罪に対してより厳正な対処を図る観点から、この暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を引き上げることについて調査検討を行った。

今次の調査検討においては、特に低年齢の被害者保護の徹底、性犯罪の厳正な対処の観点から、13歳となっている現行の年齢を一定程度引き上げる方向性に意義があるという見解が多く見られた。

その内容として、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢については、引き上げを図るべきとの観点から、

「強姦罪は、性的自由に対する罪としての位置付けが判例（注2）・通説であるが、13歳以上であれば、自発的かつ真摯に性交について合意をなし得ると言えるのか疑問であり、引き上げが必要」

「被害が最も多い年齢層（13歳～19歳）の法的保護を厚くすべき」との見解が示され、

引き上げの具体的な水準として、

「国内法での刑事責任年齢（14歳）との平仄を考慮すべき」

「改正刑法草案でこの年齢が14歳未満とされたことを踏まえるべき」（資料11参照。）

との見解が示された。

一方、「強姦罪が性的自由に対する罪としての位置付けが判例・通説である中で、低年齢層の性的自由を制限することとなる年齢の引き上げと、若年層の意思決定年齢を一般的に引き下げることが求め

る方向性とは整合しているのかとの論点が生じ得る。それを整理するため、低年齢層に対する強姦罪を、性的自由に対する罪としての位置付けとは別に、低年齢層を保護するという観点から位置付けることが望ましい」旨の見解も示された。

年齢に基づく一律的な判断ではなく、個別事案ごとに、被害者の成長発達に応じた段階的な制限を設けるべきといった見解も示された。

他方、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢の在り方については、青少年の性行動についての実態を踏まえることが必要との慎重な立場からの見解が示された。

18歳未満の児童に対する性犯罪について、刑事手続において、既存の法令に基づく厳正な対処を引き続き徹底する必要がある。

(注1) 第3次計画では、強姦罪において、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を13歳未満とし、この年齢を「性交同意年齢」と記述しているが、児童福祉法において、児童に淫行させる行為が禁止されており、また、その他の児童の保護に関する観点から定められた法令の規定により、18歳未満の児童に対する淫行が処罰されていることから、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を「性交」を「同意」することができる「年齢」であるかのような印象を与える「性交同意年齢」との表現は、この欄以降使用していない。

(注2) 刑法一七七条、一七八条は、一三歳以上の婦女に対し暴行又は脅迫を用い、或いはその心神を喪失させ、若しくはその抵抗を不能にさせ、又はその心神喪失若しくは抵抗不能の状態にあるのに乗じてこれを姦淫した者を二年以上の有期懲役に処することとし、他方、一三歳に満たない婦女については、右のような手段を用いず、またその同意を得ていたとしても、これを姦淫した者は、同様に処罰されることとしている。刑法のこれらの規定は、つまるところ、一三歳に満たない婦女は、いまだ性的行為の意義を理解できず、したがって、これに対する同意能力を欠いているし、一三歳以上の婦女であつても、その自由意思を抑圧し又はそれが欠けている前記のような特殊な事態のもとでこれを姦淫することは、いずれにしても、性的な行為についての自由な自己決定権を侵害するものであつて、被害者個人の性的な自由をその保護法益とするものと解される。

(最大判昭60・10・23 補足意見 刑集〔最高裁判所刑事判例集〕第39巻第6号413頁)

(参考)

- 児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」には、性交そのもののほか性交類似行為をも含む(略)。(最一小判昭47・11・28 刑集第26巻第9号617頁)
- 本条例一〇条一項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青

少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。（最大判昭60・10・23 刑集第39巻第6号413頁）

ウ 構成要件の見直し（「暴行又は脅迫を用いて」要件）

現行強姦罪では、被害者が13歳以上の場合、「暴行又は脅迫を用いて」姦淫を行うことが成立要件とされている。これについて、「暴行又は脅迫を用いて」要件を取り払うことも含め、どのような規定の在り方が性犯罪への厳正な対処につながるかといった点について調査検討を行った。

強姦罪の構成要件としての「暴行又は脅迫」については、判例（注3）・通説で、被害者の反抗を著しく困難にする程度のもので足り、反抗を抑圧する程度に達する必要はないとされており、その程度については、暴行・脅迫の態様のほか、時間的・場所的状况、被害者の年齢・精神状態等の諸般の事情を考慮して客観的に判断されることになるとされている。

この要件については、見直し又は取り払うべきとの観点から、「被害者の女性が、恐怖などを理由に抵抗を示さなかったものの、同意はしていないと考えられる場合などについて「暴行又は脅迫を用いて」要件の認定が困難であるため告訴・起訴へ至らないケースがある。このことから、同意のない姦淫に厳正に対処し得るよう、この要件の見直しが必要」

「強姦罪は性的自由に対する罪であるとの位置付けが判例・通説であり、その位置付けを論理的に突き詰めるのであれば、この要件は取り払い、被害者の同意の有無のみを構成要件とするよう見直しが必要」

との見解が示された。また、加害者側への立証責任の転換を求める見解も示された。

一方で、「暴行又は脅迫を用いて」要件を取り払うことについては、「同意の有無のみを要件とした場合、イギリスにおける事例（参考3）を見ても、被害者の内面・主観という客観的に認定しがたい事項が争点となり、かえって立証の困難性が高まり、被害者保護につながらないおそれがあり、慎重な検討が必要」

「法定刑との関係では、「暴行又は脅迫を用いて」要件を取り払った場合、法定刑を引き下げざるを得ないとの考え方が生じる可能性に留意することが必要」

との見解が示された。

なお、「暴行又は脅迫を用いて」要件を変更する場合にあっては、要件認定が困難となり、被害者の負担が増すということとならないよう留意することが重要であるとの見解が示されている。

(注3)

- 刑法第一七七条にいわゆる暴行又は脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りる。(最三小判昭 24・5・10 刑集第3巻第6号 711頁)
- 刑法一七七条にいわゆる暴行脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以つて足りると判示している。しかし、その暴行または脅迫の行為は、単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであつても、その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四圍の環境その他具体的事情の如何と相伴つて、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである。(最二小判昭 33・6・6 裁判集〔最高裁判所裁判集刑事〕第126号 171頁)

(参考3) 第62回専門調査会におけるヒアリング (<http://www.gender.go.jp/danjo-kai/gi/boryoku/list.html>)

エ 構成要件の見直し(指導的立場にある者、保護する責任のある者からの行為の加重刑罰等)

指導的立場にある者、保護する責任のある者からの性犯罪については、被害が潜在化・継続化・深刻化する可能性が高い。この点について、当専門調査会で検討が行われ、平成16年3月に取りまとめた報告では、罰則については、強姦罪や児童福祉法などによる取締りの強化に努めること、児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるという特性に鑑み、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要とされた。

第2次男女共同参画基本計画(平成17年12月27日閣議決定)や第3次計画に基づく児童への性的虐待事案の顕在化などの取組が行われているものの、その後も、親族や教師による犯罪が大きな社会問題となっている状況が認められる。

指導的立場にある者や保護する責任のある者からの性犯罪については、18歳未満の児童に対する事例を中心として、顕在化を促進するために、後述2で述べる取組を着実に進めることが求められる。

オ 構成要件の見直し(「女子に対する」「姦淫」要件)

「女子に対する」「姦淫」が強姦罪の成立要件とされていることについて、性犯罪への厳正な対処の観点から妥当性について調査検討を行った。特に「女子に対する」要件については、他の国の法改正の動向も考慮し、強姦罪の保護法益として判例・通説である性的自由の理念は両性に共通であり、男性被害への厳正な対処にもつながることから男女を問わずニュートラル化することには意義が認められるとの見解がある。一方、現実には性犯罪被害の多い女性に対する保護の必要性の観点も引き続き考慮し、女子のみとすることに意義があるとの見解も示された。

(参考)

刑法一七七条は、「暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト為シ二年以上ノ有期懲役ニ処ス十三歳ニ満タル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ」と規定し、強姦罪の成立には刑法上その客体を婦女のみに限っていること並びに憲法一四条一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることは、所論のとおりである。しかし、右憲法一四条一項の規定が、国民を政治的、経済的又は社会的関係において原則として平等に取り扱うべきことを規定したのは、基本的権利義務に関し国民の地位を主体の立場から観念したもので、国民がその関係する各個の法律関係においてそれぞれの対象の差に従い異なる取扱を受けることまで禁ずる趣旨を包含するものでないこと、並びに、国民の各人には経済的、社会的その他種々な事実的差異が現存するのであるから、一般法規の制定又はその適用においてその事実的差異から生ずる不平等があることは免れ難いところであり、従つて、その不平等が一般社会観念上合理的な根拠のある場合には平等の原則に違反するものといえないことは、夙に当法廷の判例とするところである。(略)

そして、刑法が前記規定を設けたのは、男女両性の体質、構造、機能などの生理的、肉体的等の事実的差異に基き且つ實際上強姦が男性により行われることを普通とする事態に鑑み、社会的、道徳的見地から被害者たる「婦女」を特に保護せんがためであつて、これがため「婦女」に対し法律上の特権を与え又は犯罪主体を男性に限定し男性たるの故を以て刑法上男性を不利益に待遇せんとしたものでないことはいふまでもないところであり、しかも、かかる事実的差異に基く婦女のみの不平等な保護が一般社会的、道徳的観念上合理的なものであることも多言を要しないところである。されば、刑法一七七条の規定は、憲法一四条に反するものとはいえない。(最大判昭 28・6・24 刑集第 7 卷第 6 号 1336 頁)

カ その他

以上のほか、被害の重大性に鑑み強姦罪の法定刑の下限を引き上

げるべきとの見解があり、平成 16 年に強姦罪の法定刑の下限が 3 年に引き上げられた経緯を踏まえ、強姦罪の量刑の動向などを注視し、必要に応じて改めて当専門調査会で取り上げることが適当と認めた。

③ 強姦罪の見直しの今後について

強姦罪の見直しについては、法務省において、多様な論点を尽くした検討が行われることとなるが、その際、被害者の保護、被害の顕在化を図るべく、性犯罪への厳正な対処に関して強い問題意識を持って行った当専門調査会の調査検討結果を踏まえて検討が行われるよう期待する。当専門調査会としても、今後の強姦罪の見直しの動向を強い関心を持って見守り、状況に応じて調査検討を行うこととする。

(以下、省略)